

# 日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の一部改正について

- 本事業が確実に実施することを図るため、農林水産省から取組実施機関に対する指導体制の明文化及び取組実施機関から受入機関に対する指導体制の強化。（下記1及び2）
- 飲食分野・製菓分野の営業実態を踏まえ、対象事業所・考え方を再整理。（下記3）
- 電子化、不要書類の見直し等事務手続きの合理化。（下記4）

## 1.農林水産省から取組実施機関に対する指導体制の明文化

- ・農水省は、必要に応じて是正を求める。（第17）
- ・是正が求められた後、状況の改善が認められるまでの間、当該学校における本事業の新たな利用を保留。（第4の2（10））

## 2.取組実施機関から受入機関に対する指導体制の強化

- ・学校からの適切な指導に従う旨の同意書を飲食店等から取得。（第10、様式第1号の2）

## 3.対象事業所・考え方を再整理

- ・事業の対象となる事業所について、「日本標準産業分類における飲食店、菓子小売業（製造小売）、パン小売業（製造小売）、旅館・ホテル及びリゾートクラブ」であったところ、「食品衛生法に基づく飲食店営業又は菓子製造業の許可を得ている事業所」と改定。（第3の1、第4の1（12））

## 4.事務手続きの合理化

- ・農林水産省共通申請サービス（e-MAFF）の実装。（第16）
- ・押印廃止、連名による通知。（様式第1号の1ほか）
- ・提出書類の見直し。（第5の2ほか）

# 日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領の改正後スキーム

